

様式10-2 必須サポート等非機能要件の適用状況

<記入方法>  
 適用状況に内容を満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記入してください。  
 補足事項等あれば適用状況右列の備考にその内容を記入してください。  
 基準日は令和7年7月1日とします。

<用語>  
 ユーザー：サービスを利用する職員  
 管理者：サービスの運用を管理する職員

項番	分類（サポート等非機能要件） 大分類	小分類	内容	備考	適用状況	備考
	利用環境					
		稼働時間				
1			365日24時間サービスを利用可能なこと	メンテナンス等の保守に必要な停止時間は除きます。		
		トークン数				
2			入力トークン数が月の上限に達した場合は、サービスの利用停止や、入力トークン数の上限がない言語モデルに限った使用とすることが可能なこと。	契約時に想定した入力トークン数上限に達した場合に、意図しない費用負担が発生しないための項目です。		
	学習教材					
		学習教材の提供				
3			提供するサービスの特性を踏まえて、生成AIの基本的な知識や利用方法に関する学習機会（研修の実施、動画・資料の提供等）を提供すること。			
4			学習教材が資料や動画の提供の場合は、少なくとも契約期間中は無制限に利用可能であること。			
5			学習教材が研修の実施の場合は、令和7年度中に1,500人が受講可能な形式とすること。	Web配信での実施や、複数回開催、研修の録画データ提供等を想定しています。		
		サポート体制				
6			平日9時-17時に管理者からの問い合わせに対応可能なこと。	問い合わせ内容の即時回答は想定しておらず、問い合わせの受付が可能であれば要件を満たすものとします。		
	サービス利用料					
		サービス利用料				
7			サービス利用料は契約時に定めた固定料金とし、周南市の意図しない費用負担が発生しないこと。	料金変更ができない仕組みの想定ではなく、周南市が要望した場合は、別途追加契約等により利用料金に変更が発生することも想定しています。項番2と同様に意図しない費用負担を制御したい意図での項目です。		
	セキュリティ					
		セキュリティ				
8			周南市の求めるセキュリティ要件の必須項目を全て満たすこと。	実施要領に定める様式4の書類を基に参加資格表明時における書類審査によって判断します。		
9			サービス提供事業者は周南市の利用環境に原則アクセスしないこと。	調査等のために、周南市がアクセスを依頼した場合は含みません。		